



第4号様式

流教生第303号  
令和4年3月1日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

| 報告年月日・番号   |    | 令和4年2月17日・流監第119号   |   |
|------------|----|---|---|
| 監査の種類別     |    | 定期監査・行政監査   |   |
| 部 課 等 名    | 区分 | 指摘事項等   | 措置事項  |
| 生涯学習部生涯学習課 | 指摘 | 行政財産使用料について、行政財産使用料条例において、1月以上の建物の使用に係る使用料は消費税相当額（算出した額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数切捨て））を加算することと規定しているが、加算されていなかった。条例に基づく適正な使用料の算出を求める。 | 指摘のあった行政財産使用料については、流山市行政財産使用料条例に基づき適正な使用料を算出し、令和4年2月22日付で追加納入通知書を発行しました。<br>今後は、当該事務に係る事務マニュアルを策定し、担当者及び決裁者で共有し、適正な処理に努めてまいります。         |
| 生涯学習部生涯学習課 | 指摘 | 行政財産使用料の算出に誤り（対象物件の誤認、算出した額が1件100円未満の場合に100円としていなかった）が確認された。条例に基づく適正な使用料の算出を求める。  | 指摘のあった行政財産使用料については、流山市行政財産使用料条例及び流山市占用料条例に基づき適正な使用料を算出し、令和4年2月22日付で納入通知書を発行しました。<br>今後は、当該事務に係る事務マニュアルを策定し、担当者及び決裁者で共有し、適正な処理に努めてまいります。 |

- 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。